

滋賀地域交通活性化協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、滋賀地域交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について、必要に応じて情報共有や検討項目の調整等を行う。

（1）計画の内容に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、協議会の検討内容に関し必要な事項

（組織）

第3条 幹事会は、次の者をもって組織する。

（1）滋賀県内市町の交通政策担当課長

（2）関係する公共交通事業者またはそれを代表する者

（3）協議会の事務局

（会議）

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務局長が第2条に掲げる事項に関係する者を第3条に掲げる者の中から招集する。

2 協議会の事務局長は、会議において必要な場合は、協議会の委員または委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼することができる。

（事務）

第5条 幹事会の事務は、協議会の事務局において処理する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。